
プロジェクト 2024 年 12 月開催の会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議に向けた対応

項目 キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

I. 本資料の目的

- 2024 年 12 月 5 日及び 6 日に開催の ASAF 会議において、キャッシュ・フロー計算書及び関連事項がアジェンダとして挙げられており、アジェンダ・ペーパー（以下「AP」という）では初期リサーチに関する概要が紹介されている。
- 本資料は、前項に関連して AP に示された質問及びその他キャッシュ・フロー計算書及び関連事項に関する ASBJ の対応方針について検討を行うことを目的としている。また参考資料 1 として、前項に記載の 2024 年 12 月開催の ASAF 会議の AP のうち後送資料とされたもの¹、参考資料 2 として 2024 年 9 月の IASB ボード会議の議論の概要をお示しする。

II. これまでの経緯

- 2024 年 9 月の ASAF 会議においては、カナダの会計基準設定主体である会計基準審議会（Accounting Standards Board; AcSB）よりキャッシュ・フロー計算書に関する調査結果の発表と IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第 7 号」という。）の適用に関する利用者の知見が共有された。AP によると、共有された調査結果はほとんどの法域における利害関係者の見解と概ね一致しているが、調査結果で提起されたいくつかの問題を解決する方法についての見解は法域によって異なるとされている。
- また、2024 年 9 月の IASB ボード会議においては、リサーチ・プロジェクトを開始するとともに、当該プロジェクトに関して行う当初の作業についての議論として、第 3 次アジェンダ協議において利害関係者から指摘されたトピック、学術文献のレビュー及び予備的なリサーチ計画について議論されており、次の事項がプロジェクトで検討する可能性のある項目として識別された。（審議事項(2)-2 参考資料 2 参照）

(1) キャッシュ・フローを分類する要求事項

¹ 2024 年 12 月開催の ASAF 会議の AP の後送資料として、2024 年 11 月 8 日に開催された資本市場諮問委員会（Capital Market Advisory Committee: CMAC）及び 2024 年 11 月 15 日に開催された世界作成者フォーラム（Global Preparers Forum: GPF）から得られたフィードバックを含むリサーチ活動の最新の情報をまとめた資料が 2024 年 11 月 22 日に共有されている。

- (2) キャッシュ・フロー計算書に係る情報を分解する要求事項
- (3) 現金及び現金同等物の定義
- (4) 直接法の使用に関する要求
- (5) 非資金取引の影響
- (6) 一般的に使用されるキャッシュ・フロー指標に関する情報
- (7) 金融機関のキャッシュ・フロー計算書

III. ASAF メンバーに対する質問事項

- 5. 2024年12月ASAF会議のAPでは、ASAFメンバーへ次のような質問が示されている。
 - (1) 法域の利害関係者から何かフィードバックを得ているか。
 - (2) 本資料第4項で示された項目に関連するIAS第7号の不具合の性質や広範性について証拠を示すような追加調査を行ったか。

IV. これまでに聞かれた意見等

- 6. 第4項に記載された項目について、これまでにASBJから意見発信を行った内容や聞かれた意見は以下のとおりである。

(キャッシュ・フロー計算書の分解について)

- (1) 次のような情報を分解して開示することが考えられる。
 - ① 金融業と非金融業を行っている場合に区分して理解できるような開示
 - ② セグメントごとの開示
 - ③ 投資に関するキャッシュ・フローの新規の投資とメンテナンスを区分した開示

(現金及び現金同等物の定義)

- (2) キャッシュ・フロー計算書を表示する基礎となる「キャッシュ」は、IAS第7号では現金及び現金同等物を指すが、昨今の取引のデジタル化により、現金及び現金同等物の定義を満たさないものの、「キャッシュ」の特性を有すると考えられるような暗号資産の普及も想定されることから、何を「現金及び現金同等物」とすべきか、又は、

「キャッシュ」の範囲から現金同等物を外し、リスクのない現金のみとすべきかといった点について検討が必要と考えられる。

- (3) この点について ASBJ では、第 3 次アジェンダ協議に対するコメント・レターにおいて、一部の資産等について IAS 第 7 号の現金の定義及び IAS 第 32 号「金融資産：表示」における現金の黙示的な定義を満たさないことを理由として現金と同様に取り扱われない場合には、適用することが適切であると考えられる特定の IFRS 会計基準を適用することを既存の基準に明記することで対応することが考えられるとコメントしている。
- (4) 暗号資産等デジタル化が進んでおり、キャッシュの概念について論点として検討する必要があるとの意見が聞かれている。

(直接法の使用に関する要求)

- (5) IAS 第 7 号では、営業活動によるキャッシュ・フローについて、直接法と間接法のいずれかを用いて報告しなければならないと定めており、このうち直接法を用いることが推奨されている（IAS 第 7 号第 18 項及び第 19 項）。一方、実務においては、法域によって異なるものの間接法が採用されるケースが多く、我が国においてもほとんどの企業が間接法を採用している。しかしながら、直接法によって開示される主要な種類ごとの収入総額と支出総額の情報に有用性があるとして、間接法を採用した場合でも直接法に基づく情報を補足して開示を求める意見も聞かれている。
- (6) その他に次のような意見が聞かれている。
- ① 直接法への移行については、コストと便益を慎重に検討する必要がある。特に金融機関のキャッシュ・フロー計算書は収入と支出の両方が多額になり、誤解を招く可能性がある。
 - ② 利用者としては直接法の情報に価値があると考えており、コスト面を考慮しないのであれば間接法と直接法の両方で開示されることが望ましい。
 - ③ DCF 法を用いて企業価値を測定し業績予想を行う場合には間接法の方が優れている。

(一般的に使用されるキャッシュ・フロー指標に関する情報)

- (7) 本論点については、次のような意見が聞かれている。

- ① フリー・キャッシュ・フローについて、経営者業績指標（以下「MPM」という。）と同様の開示を要求するかどうか検討すべきである。
- ② キャッシュ・フロー計算書においても MPM を導入し、規律を醸成する必要がある。

(金融機関におけるキャッシュ・フロー計算書の有用性)

- (8) 金融機関のキャッシュ・フロー計算書については、その事業の特性から有用性を疑問視する意見が聞かれる。
- (9) この点 ASBJ では、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の元となった公開草案に対するコメント・レターにおいて、金融機関のキャッシュ・フロー計算書については、作成を要求しない可能性又は貸借対照表の表示と同様の柔軟性を与えることを検討すべきとコメントしている。
- (10) その他に次のような意見が聞かれている。
 - ① 金融機関のキャッシュ・フロー計算書を存続させて、さらに注記情報を追加する方法は、コストと便益がバランスしない。
 - ② 金融機関のキャッシュ・フロー計算書よりも次のような情報の開示が有用である。
 - ア コア預金や債権ポートフォリオのデュレーション
 - イ 流動性や保険業務であれば経済価値ベースのソルベンシー比率（ESR）等、金融機関の経営者が注視している指標
 - ③ 現在開示されているその他の注記情報を充実させることでも情報の有用性を向上させることができる。

7. 本資料第 5 項(2)について、これまで ASBJ において特に調査は行っていない。

ディスカッション・ポイント

本プロジェクトに関して、これまでに聞かれた意見の他に何かご意見があれば伺いたい。

以 上